

豊後大野市議会議長 田嶋栄一様

豊後大野市長 川野文敏



2023市民と議会の意見交換会における市民から市に対する意見・質疑について（回答）

令和5年12月25日付け豊大議第1225001号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 市の自殺者対策（職員向け）と再発防止策について

令和4年の10月上旬に本庁の職員が自殺で亡くなつたが、市の体制にかなり問題があるのではないか。若い人たちが入庁して、本庁で働いているの見ると、非常に心配になる。原因の調査、再発防止策はどうなつてゐるのか。

（回答）

令和4年10月6日付で教育委員会に内部調査委員会を設置し、当該事案についての調査を行いました。その結果、当該職員が担当していた業務内容や業務量及び職場の人間関係等が当該事案の原因ではないという結論に至つたところでございます。

市としましては、今後も、各所属長の指導の下、職員間の意思疎通を図りつつ、風通しのよい職場づくりに努めてまいります。

2 グレーゾーン（障がい）への市の対応について

発達障害の方と健常者の間くらいに位置し、障がい者手帳の交付は受けていないが、私生活に支障が出ている「グレーゾーン」と言われる人がいる。本市の「グレーゾーン」の方に対する就学支援、学習支援、就労支援について教えてほしい。

（回答）

就学支援としまして、小学校では、教育委員会の就学前施設訪問や小学校の園訪問による状況確認のほか、幼小連携の活動による見取りなどの対応を図ることにより、個々の情報を事前に把握した上で小学校での教育に生かしています。また、状況に応じた個別の支援計画を作成することで、職員と保護者の連携のもと教育を進めています。中学校及び高校への進学時には、それぞれ学校間で個々の情報交換、情報共有を行いながら、進学先での教育に生かしています。

学習支援としましては、個々の特性等に応じた個別の支援計画を作成し、その子に合った学習支援を行っています。

就労支援としましては、一般企業等での就労が困難な方に対して働く場を提供する「就労継続支援サービス」と、一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を実施する「就労移行支援サービス」を行っています。

今後も、これらの事業を実施することで適正な就労支援を行ってまいります。

なお、就労支援に関する障がい福祉サービスの利用に関しては、障がい者手帳の所持に関わらず利用することが可能となっております。

3 害獣の市内一斉駆除の周知について

害獣駆除についてお尋ねします。音声告知放送で市内一斉駆除をやるというお知らせを聞いたが、どこで一斉駆除しているか分からぬ。結果等もお知らせしてほしい。自分の住んでいる地域の人々に聞いたら、「いつ来るのだろう。」と言っていて、結局来なかった覚えがあります。どこでどのくらいの害獣駆除の成果があったか、結果のお知らせをしてほしいです。

(回答)

県内一斉捕獲につきましては、県から依頼を受け、本市獣友会の各捕獲班長に協力いただきながら実施しています。

一斉捕獲の場所については、通常の有害駆除の範囲と同様ですが、駆除に入る場所等については事前に捕獲員から市に連絡が入ることがありません。そのため、音声告知放送でその旨をお伝えすることは困難であることを御理解いただきたいと存じます。

また、音声告知放送は山に入る際の注意喚起を目的としていますので、害獣駆除の成果等につきましては、農林整備課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、捕獲頭数等については大分県ホームページで『一斉捕獲』と検索し、『大分県鳥獣被害対策本部会議』という項目の中に豊肥地区の捕獲頭数が掲載されておりるのでご確認いただきたいと存じます。

4 空き家の適正管理について

私の両親の実家の隣の家が、持主が亡くなって40年くらい経つが、何も改善されない。その清川の天神にある両親の家を空家バンクに登録しようにも、その隣家のおかげでそれも難しい。特定空き家の認定通知を受け、行政執行の対象となると記載されているが、一向に動く気配がない。倒壊しそうだが現状のままなので、市民の声が本当に届いているのか。

(回答)

当該家屋につきましては、特定空家等に認定されていません。そのため、当該家屋に係る相続人に対して、以前から適正管理をお願いする通知の送付を続けています。現状では、その通知を受けて、相続放棄の意向を示したり、解決に向けて前向きに考えてたりと様々な状況となっております。

このことから、県が空き家関係の業務委託を行っているNPO法人に解決策の検討を依頼しており、相続人との解決に向けた取組を進めています。

5 市道以外の道への支障木対応について

大野町の宮迫支部というところに、市道がなく、農道や里道といった生活道路しかない地域があり、支障木が存在するため、救急車が入っていけなかつたことがある。畑等に隣接していれば、中山間なり、多面なりでかこつけてできたが、それも利用できない。また、地域の高齢化により、大きな木を切る人手がない。こういった地域でも支障木を除去するための新たな事業は起こせないか。

(回答)

法定外公共物（里道・水路）の維持管理は、地元の協力により管理が図られています。

一方、法定外公共物に隣接する樹木については、地権者の財産であることから、伐採等については地権者による管理が必要となります。

本市では、現在、市道の支障木伐採事業に取り組んでおりますが、法定外公共物は、市内に多数存在しており、影響範囲が多岐にわたることから、現時点での事業化は困難であると考えております。